

他市の適正配置計画概要

参考資料 2

市町村名 (計画策定年)	統廃合計画				適正配置の基本的な考え方						統廃合 計画期間
	小学校数		中学校数		適正規模の基準		通学支援	施設の跡地利用	統廃合の実施方針		
	再編前	再編後	再編前	再編後	小学校	中学校					
かすみがうら市 (平成25年3月)	13	5	4	3	1学年2学級以上 (12学級以上)	1学年3学級以上 (9学級以上)	通学距離は、小学校は4km以内、中学校は6km以内が適当とされる国の基準を踏まえ、通学距離と合わせて、道路の状況や交通状況などを考慮するとともに、通学班の一体性、従前の通学距離など、統合により児童・生徒に与える影響を勘案して基準を定め、スクールバスを運行し、スクールバスの経路や停留所等の運行基準については、学校や保護者などで検討組織を設け協議する。	統合後の空き校舎や跡地利用については、公の施設としての転用または民間への売却等により、施設を生かした有効利用を最優先に検討し、具体的な利活用方法については、検討組織や地元説明会を開催し、地域の意見を聞いて決定する。	小・中学校の小規模化が進むなか、小規模校ならではのメリットはあるものの、一定の規模での集団生活を通して多様な人間関係の構築や、切磋琢磨する体験など、よりよい教育環境をつくり、継続させるため、児童・生徒や保護者、地域の理解と協力を得ながら、学校統合による適正規模化を進める。	平成24年度 ～ 平成28年度	
小美玉市 (平成27年2月)	12	7	4	4	1学年2学級以上 (12学級以上) 学級規模(20人～30人)	1学年3学級以上 (9学級以上) 学級規模(20人～30人)	学校再編により、遠距離通学になる児童には、スクールバスを運行し、通学に対する負担軽減と安全を確保する。国の通学距離基準では、小学校は概ね4km以内と規定されており、本市でもこの距離基準を目安とし、学校や保護者の要望等を踏まえ、従前の通学距離や通学班等、地域の実情に即した距離基準を弾力的に設定する。なお、運行ルート、停留所等の設定については、小学校統合準備委員会で決定する。	学校施設は、学校教育を行う場のみならず、スポーツや文化活動、地域コミュニティの中心的役割のほか、地域防災拠点など公共的役割を担っていることを踏まえ、学校跡地は、公の施設としての転用を基本として検討し、具体的な利活用については、学校跡地利活用検討組織を設置し、全庁的な観点から総合的に判断するほか、地域の意見を聞いて利活用を進める。	小学校の再編に際しては、対象校をいずれも閉校し新設校を開校する「新設統合校」とし、学校再編においては、将来にわたり良好な教育環境の確保をめざし、それぞれの学校の歴史や伝統を尊重し、これを継承した新しい学校を保護者、地域、学校関係者の協力と理解を得ながら進める。	平成27年度 ～ 平成34年度	
行方市 (平成21年2月)	18	4	4	3	1学年2学級以上 (12学級以上)	1学年3学級以上 (9学級以上)	小学校は概ね4kmを基準として、4km以内を徒歩、4kmを超える場合をスクールバス通学とします。中学校は概ね6kmを基準として、6km以内を徒歩又は自転車、6kmを超える場合をスクールバス通学とする。なお、運行ルート、停留所等の設定については、学校運営検討委員会で決定する。	跡地利用については、まずスポーツ施設の代替地として利用すること、次に地域の意向を考慮した目的の施設として利用すること、さらに利活用する目的に乏しい場合には解体・売却することを基本的な考え方とし、具体的な利活用方法については、各々の目的に応じた検討会や地域住民の意見を聞いて利活用を進める。	・児童生徒数の減少により学校経営が困難とならないよう、学校の統廃合を行うことにより、適正規模を有する学校にする。 ・通学区域は統廃合前の通学区域を継承する。 ・適正配置の時期は、実施計画を基準とし、当該校の関係者の合意が得られた学校から優先的に実施する。	平成21年度 ～ 平成30年度	
桜川市 (平成26年6月)	11	4	5	4	1学年2学級以上 (12学級以上)	1学年2学級以上 (6学級以上)	統合により通学区域が広域化するため、通学距離や通学時間が児童・生徒に与える影響、安全面や教育活動への影響などを考慮し、スクールバス等通学交通手段の検討や安全対策等を進める。	統合に伴う学校施設等の跡地利用については、施設の状況や地域住民の意見を十分考慮しながら、地域活性化のために有効活用が図れるよう検討する。	学校は地域に支えられ、地域社会の拠点としての役割を担っていることから、地理的条件や歴史的経緯を十分に配慮するとともに、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら進める。	平成27年度 ～ 平成36年度	
取手市 (平成21年2月)	18	12	8	6	1学年2学級以上 (12学級以上) 学級規模(30人)	1学年4学級以上 (12学級以上) 学級規模(30人)	通学距離が概ね小学校で4km以上、中学校で6km以上となる場合はスクールバス等を運行し、子どもたちの通学支援を行う。	学校の跡地利活用方法については「取手市市有地有効活用推進委員会」で検討する。	学校統廃合を実施する場合は、基本的には対象となる学校を対等な立場として捉え、円滑に移行できるよう「統合準備会」を設置し、児童・生徒がより良い教育環境の中で学校生活が過ごせるよう、地元の意見や要望を十分踏まえながら学校統廃合に向けて協議する。	平成21年度 ～ 平成28年度	
笠間市 (平成25年4月)	14	10	7	6	1学年2～3学級 (12～18学級)	1学年3学級以上 (9学級以上)	学校の統合によって通学区域が広範囲に及ぶことから、統合にあたっては、地理的状況や部活動の実態を把握し、スクールバスや路線バス等を活用し、子どもたちが安心・安全に通学できる遠距離通学支援策を構築する。運行ルート、運行便数、停留所の位置などの詳細については、学校統合準備委員会で具体化していく。	統合対象校の跡地の有効活用に関する方向性は、学校統合準備委員会で具体化していく。	学校はそれぞれの地域の歴史やコミュニティと深い結びつきを持っていることから、適正配置の実施にあたっては、地域の実情やかかわり、種々の問題点などを考慮し、地域住民の十分な理解と協力を得ながら、児童生徒の望ましい教育環境を構築する。具体的な実施方法については、学校統合準備委員会を設置し、決定する。	平成25年度 ～ 平成27年度	